

令和7年11月18日

世田谷区内活動団体のみなさま

世田谷区生活文化政策部
市民活動推進課長 伊藤 祐二

本庁舎等に新たに整備される区民利用・交流拠点施設 利用に関するご案内について

日頃より、世田谷区政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本送付文書につきまして、区役所各課が把握している区内活動団体の連絡先へお送りさせていただきましたので、ご了承のほど、お願ひいたします。

世田谷区では、新しい本庁舎等において、区民交流スペースや中庭広場を中心とした区民利用・交流拠点施設を来年11月に開設します。ここでは本庁舎等整備の基本の方針の1つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現に向けて、様々な活動を行い、施設に賑わいを創出し、区民・団体・区職員の交流や協働を推進していきます。

施設開設を1年前に控え、施設利用ルール等も概ね固まってまいりましたので、現時点での検討状況について下記のとおり情報提供させていただきます。施設開設の折には、ぜひ積極的にご活用いただきたく、今後も随時施設に関する情報をお知らせいたしますので、ご承知おきください。よろしくお願ひいたします。

記

1 施設の利用について

正式な利用のお申し込みのご案内は令和8年7月以降を予定しておりますが、現時点での施設の詳細について情報提供させていただきます。(同封の世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設利用案内を参照ください)

2 オープニングイベントについて

11月3日から23日は施設のオープニングイベント期間となる予定です。現時点では日程や大枠のみ決定している状況です。今後「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現に向けたスタートダッシュ期間として何ができるかを参加いただける方達と一緒につくりあげていきたいと考えています。企画段階からのご参加にご興味がある方は、

担当までお電話またはLogo フォームにてご連絡ください。(詳細については
同封の周知チラシを参照ください) ※ご参加をお約束するものではありません。



3 これまでの検討状況について

計画及びこれまでの検討状況は、区ホームページ【世田谷区HP>ページID「6063」で検索】もしくは右の二次元コードよりご参照ください。

Logo フォーム



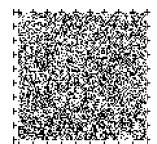
区HP

担当 世田谷区生活文化政策部市民活動推進課
区民交流・文化施設準備担当

〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号

電話番号 03-6304-3768

ファクシミリ 03-6304-3597



音声コード



世田谷区本庁舎等における 区民利用・交流拠点施設利用案内（案）

本資料は令和8年1月開設予定の区民利用・交流拠点施設
(区民交流スペース、広場、屋上庭園等)について、
区関係所管、区内関係団体、区民の皆様に広くご認識いただくことや、
活用について積極的にご検討いただくことを目的に作成したものです。

※内容については、詳細の検討や、設計や工事の状況により、変更になる場合があります。



令和7年1月
世田谷区 生活文化政策部 市民活動推進課

計画等はこちらから

区民利用・交流拠点施設とは？



本庁舎整備2期工事竣工にあわせ、東2期棟1階の区民交流スペースや、中庭広場を中心とした区民利用・交流拠点施設が令和8年11月に開設します。ここでは本庁舎等整備の基本の方針の1つである「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」の実現に向けて、様々な活動を行い、施設に賑わいを創出し、区民・団体・区職員の交流や協働を推進していきます。

1階



2階



地下1階

※区民会館は、条例に基づく施設であり、すでに開設しています。概要や申込方法の詳細は右記の二次元コードよりご確認ください。



二次元コード

区民交流スペース①

R8年度開設



東棟 1 階

【通常時】

- 広場内でのオシャレな椅子、テーブル
天気がよい日には、憩いの空間の創出のため、広場（テラスによる日陰あり）にテーブル3×椅子4=12人程度が座れるようとする。



- 個人利用スペース
主に役所に手続きに来た来庁者や、業者、学生の憩いの場と想定



- 団体活動PRコーナー
施設利用団体の通常の活動や区民利用・交流拠点施設以外での活動のチラシ等を展示

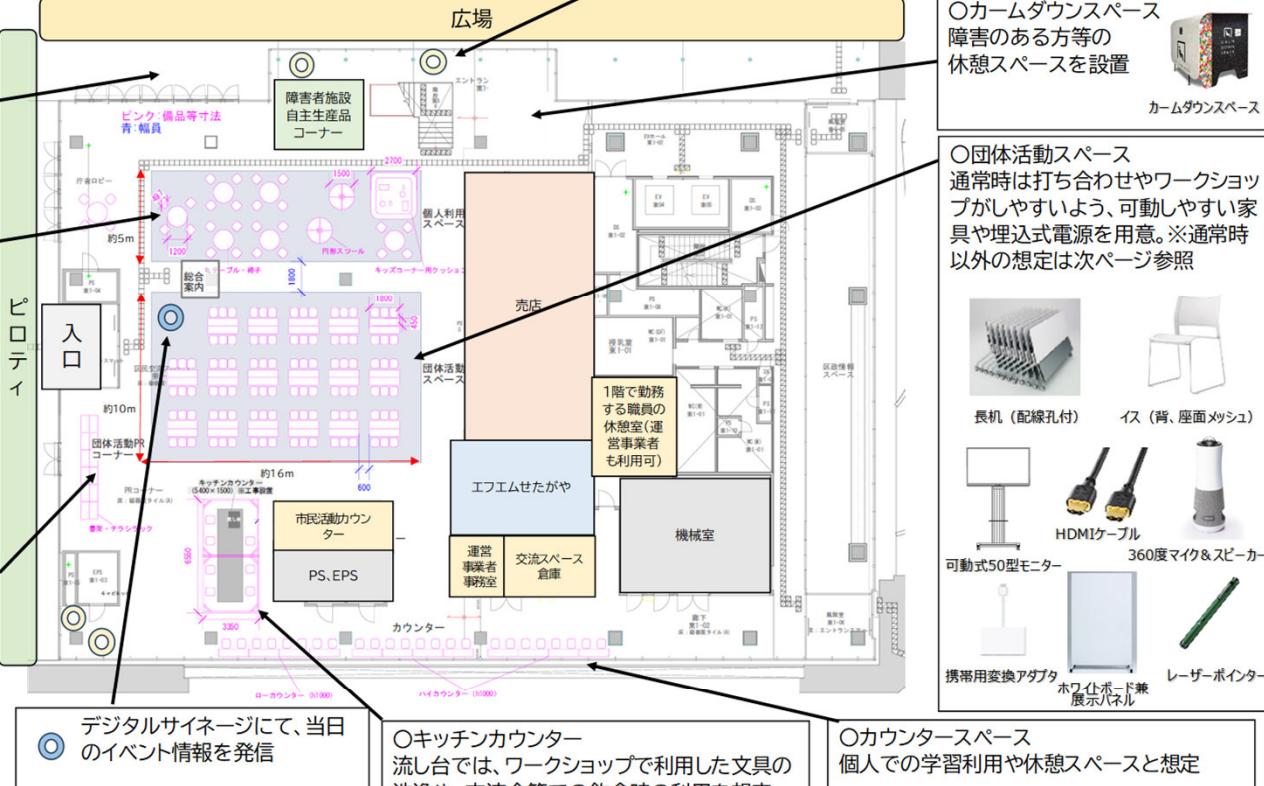


【パース映像(ピロティから見たイメージ)】



SETAGAYA Free Wi-Fi完備

○ デジタルサイネージにて、区民利用・交流拠点施設で行われる予定のイベント情報等を発信(4か所)



運営時間

9時～22時

※活動を伴わない個人利用は8時30分より

特徴

ガラス張りかつ扉開放可能で広場やピロティと隣接し一体的な活用が可能。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流が可能。憩いや休憩、待ち合わせの空間にも。

活動想定

【団体利用】

音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、パブリックビューイング、飲食を伴う交流会

【個人利用】

個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩

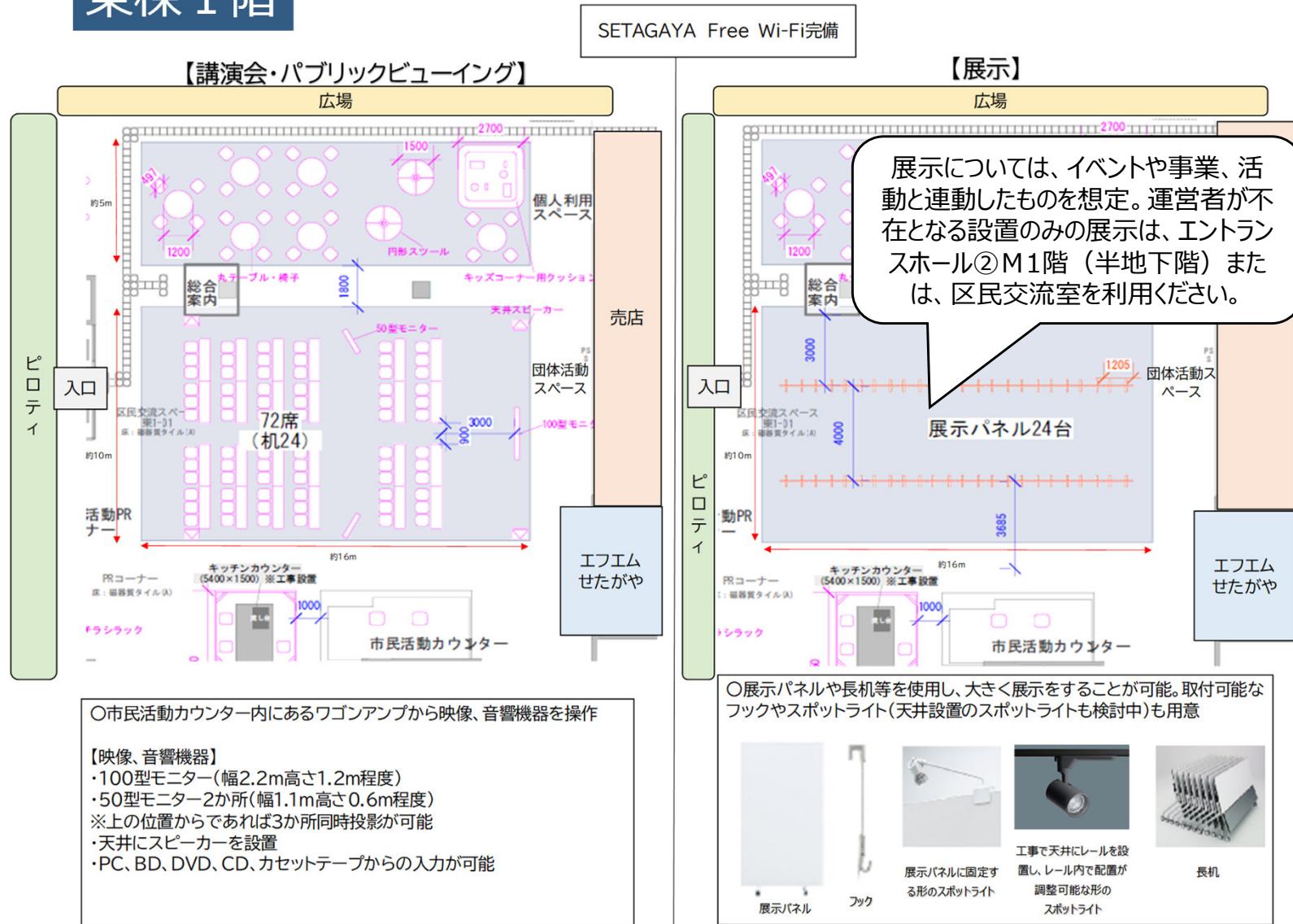
連続使用日数上限

○イベントや事業、活動: 3日間
※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可。

区民交流スペース②（団体活動スペースの活用例）



東棟 1 階



運営時間
9時～22時 ※活動を伴わない個人利用は 8時30分より
特徴
ガラス張りかつ扉開放可能で広場やピロティと隣接し一体的な活用が可能。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流が可能。憩いや休憩、待ち合わせの空間にも。
活動想定
【団体利用】 音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、パブリックビューイング、飲食を伴う交流会
【個人利用】 個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩
連続使用日数上限
○イベントや事業、活動：3日間 ※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可。

区民交流室

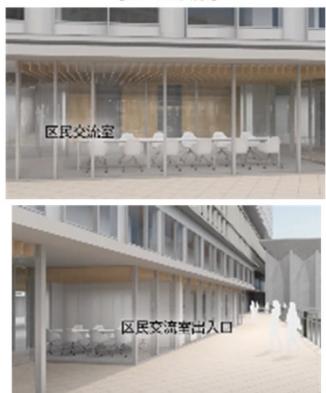
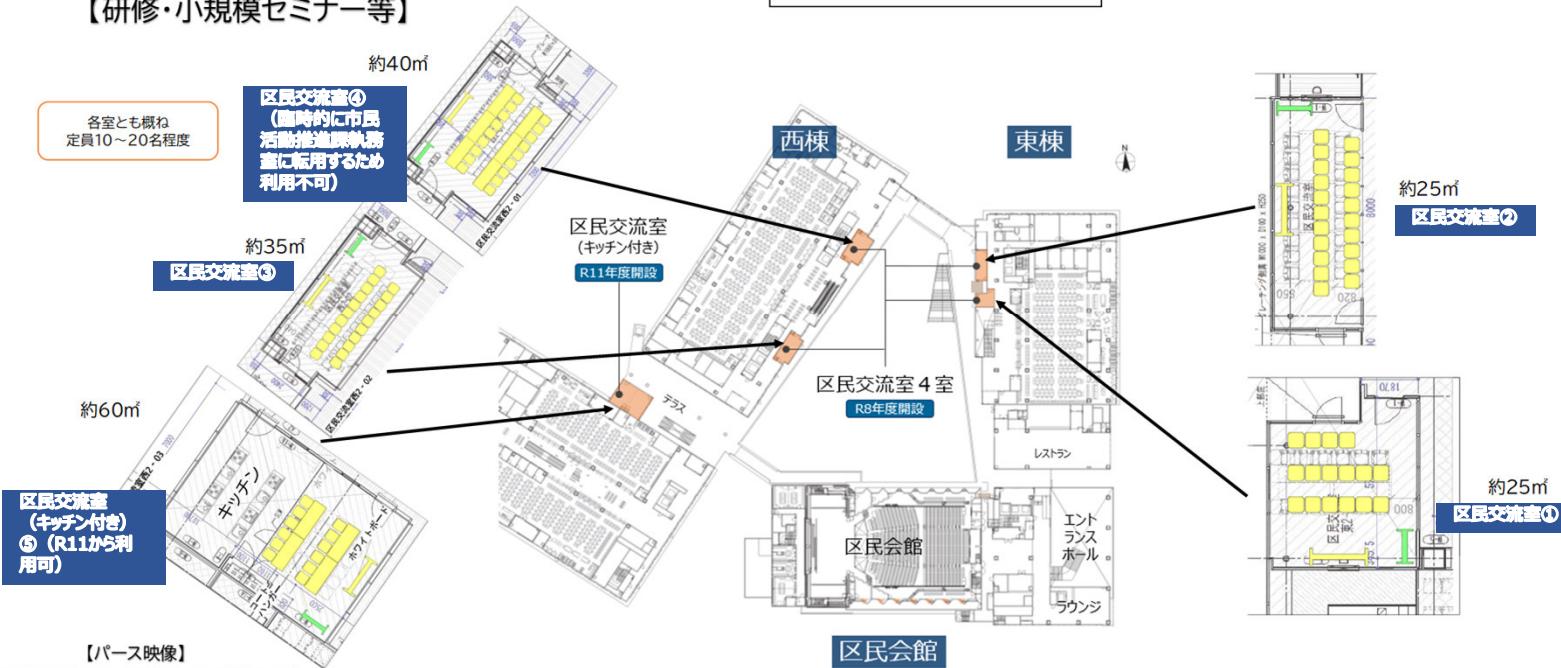
R8年度開設(キッチン付き区民交流室のみR11年度)



西棟2階

東棟2階

【研修・小規模セミナー等】



*キッチン付き交流室は令和11年に整備するため、キッチン付き交流室分の什器等の検討は時期が近くなったら改めて行う。

運営時間

9時~22時

特徴

場所が囲まれドアで出入りするため、落ち着いた比較的クローズな活動が可能。R 11にはキッチン付き交流室も整備予定。

活動想定

【団体利用のみ】

交流会、ワークショップ、会議、展示、シェアオフィスとしての利用、飲食、子ども食堂（キッチン付き交流室）

連続使用日数上限

○イベントや事業、活動: 3日間
○展示: 2週間（販売を伴うブース設置可）※類似形態は要相談

広場、ピロティ

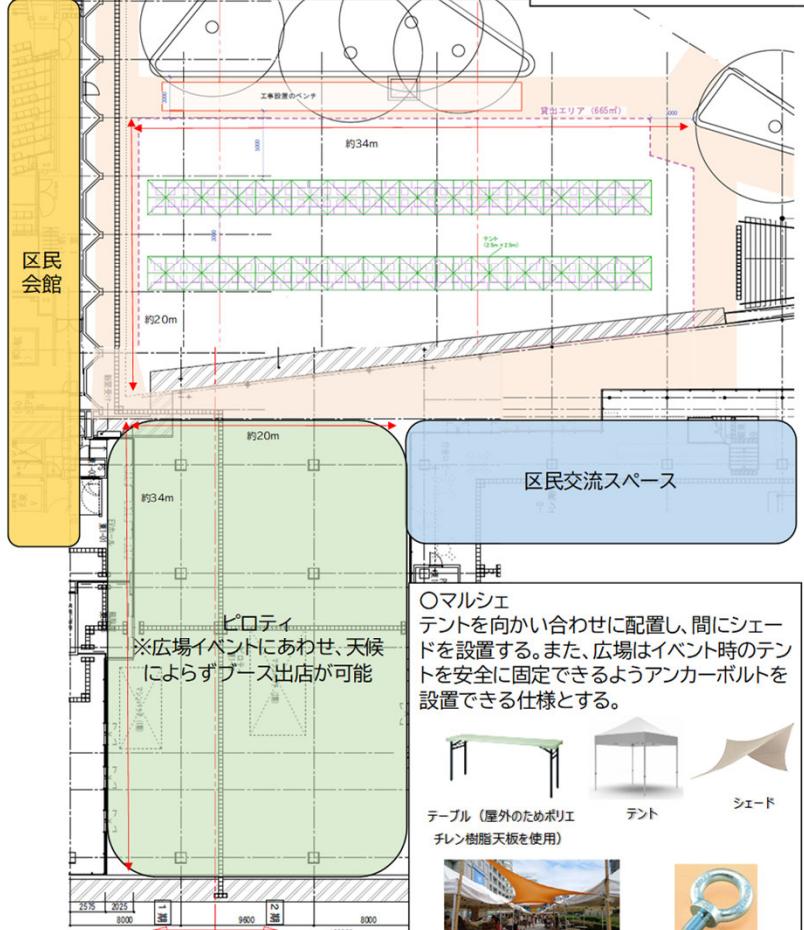
R8年度開設



東棟 1階

【マルシェ】

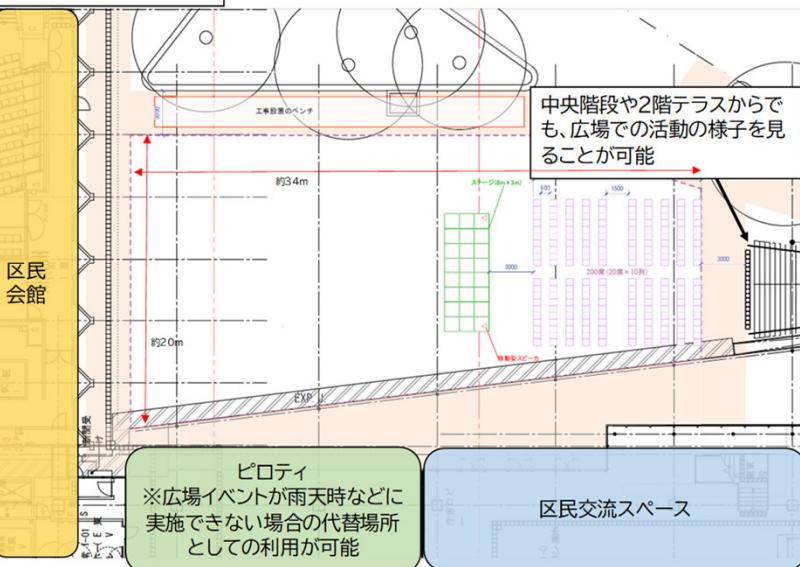
- ガラス張りの区民交流スペースと一体的な活用が可能
- 出来る限りテントやステージ、音響機器を備品等で用意し、団体が活動しやすくなる。



SETAGAYA Free Wi-Fi完備

【音楽、ダンスステージ】

中央階段や2階テラスからでも、広場での活動の様子を見ることが可能



運営時間

24時間通行可能

※活動を行う場合は
9時～17時

特徴

交流スペースと隣接し一体的な活用が可能。庁舎の中央及び松陰神社前駅からの来庁者の導線に位置し、多くの区民が行き来する。

活動想定

【団体利用】

○○祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、飲食、模擬店、ダンスイベント、音楽イベント、スポーツイベント、みどりの寄せ植え教室

【個人利用】

飲食、待ち合わせ、休憩

連続使用日数上限

3日間

※テント等を設置する場合、固定するなどの安全対策が必要



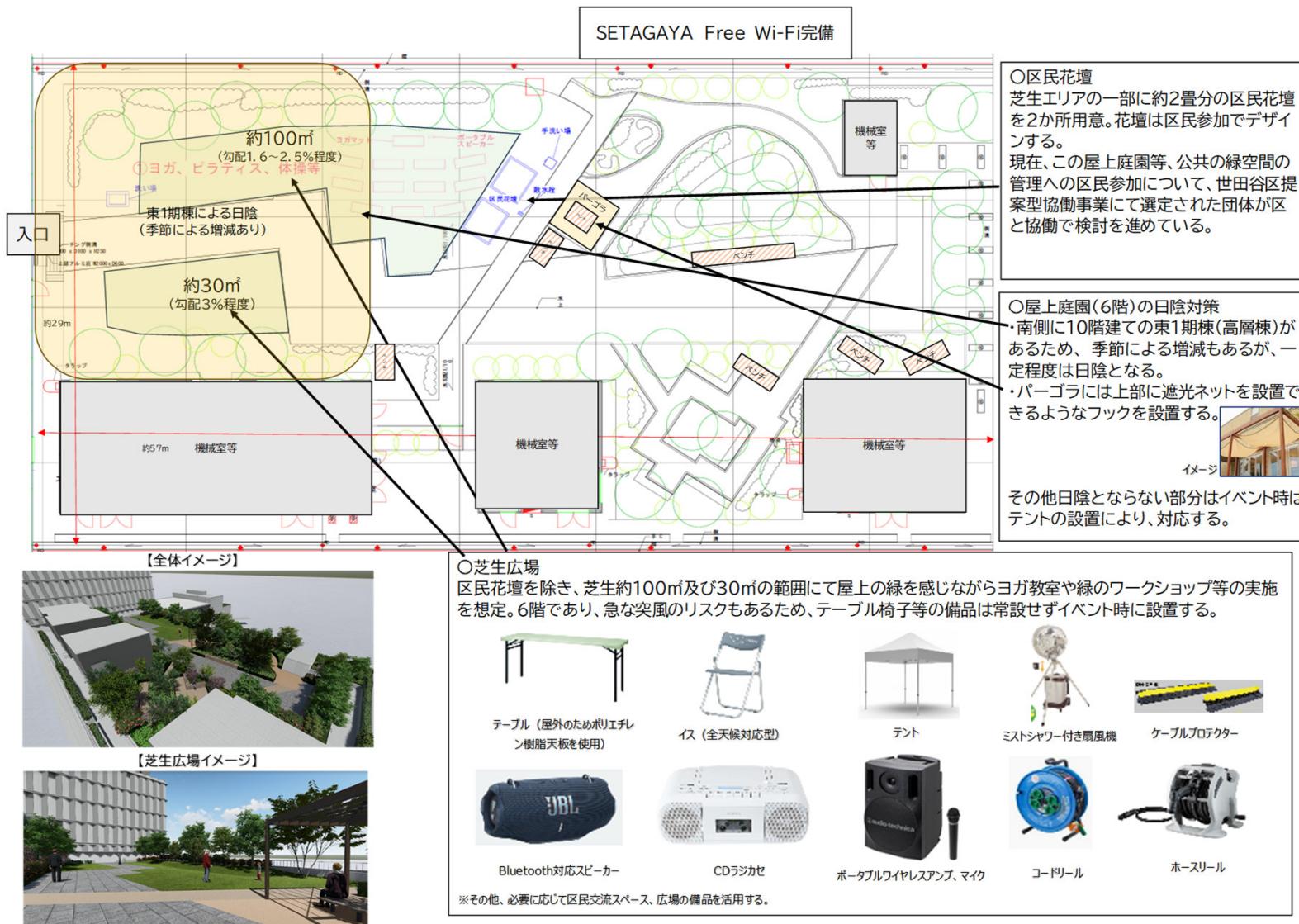
【パース映像: 広場】

屋上庭園

R8年度開設



東棟 6 階



運営時間
9時～17時
特徴
花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間。
活動想定
<p>【団体利用】</p> <p>芝生広場を活用した研修会（セミナー）、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食</p> <p>【個人利用】</p> <p>飲食、待ち合わせ、休憩</p>
連続使用日数上限
3日間 ※テント等を設置する場合、当日中の設営、撤去が必要

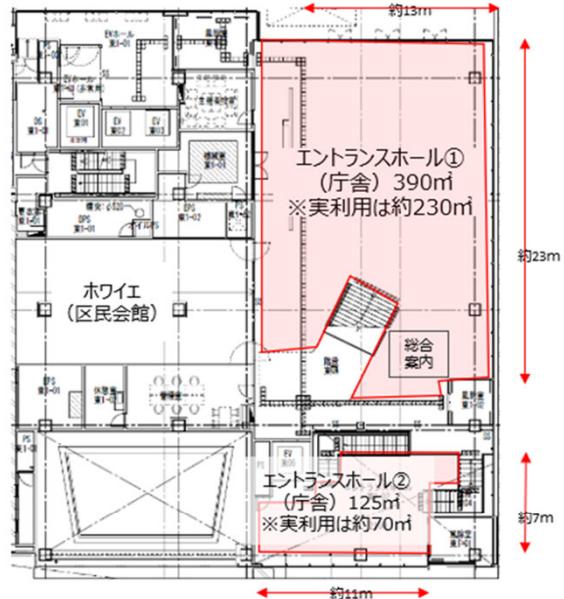
エントランスホール

R6年度開設
(※拠点施設としての運用開始はR8年度)



東棟 1 階

SETAGAYA Free Wi-Fi完備



【活用想定】

- ・交流スペースに用意する大型モニター(100型)等を活用した式典や発表会、ボッチャイベント(エントランスホール①)
- ・展示、物品販売(エントランスホール①、②)

【備品】

- ・けやきの木を活用した家具は既に設置済み
※式典等でモニターや長机や展示パネルなどが必要な場合、交流スペースから持ってくる。



イス (背、座面メッシュ)

ボッチャセット (コートは4分の1)

運営時間

9時～22時

特徴

ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。ホール①は明るく開放的な2層吹き抜けでレリーフや前川國男氏のギャラリーあり。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。憩いや休憩、待ち合わせの空間にも。

活動想定

【団体利用】

ホール①：音楽イベント、ダンス・スポーツイベント
(ボッチャ等)、イベントと連動した物品販売

ホール②：展示、物産展、物品販売、飲食

【個人利用】

個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩

連続使用日数上限

ホール①:○イベントや事業、活動: 3日間
※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可。
ホール②:○展示: 2週間 (販売を伴うブース設置可)
※類似形態は要相談

場所ごとの比較



区民交流スペース	区民交流室	広場、ピロティ	屋上庭園	エントランスホール
運営時間	運営時間	運営時間	運営時間	運営時間
特徴	特徴	特徴	特徴	特徴
ガラス張りかつ扉開放可能で広場やピロティと隣接し一体的な活用が可能。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流が可能。憩いや休憩、待ち合わせの空間にも。	場所が囲まれドアで出入りするため、落ち着いた比較的クローズドな活動が可能。R 11にはキッチン付き交流室も整備予定。	交流スペースと隣接し一体的な活用が可能。庁舎の中央及び松陰神社前駅からの来庁者の導線に位置し、多くの区民が行き来する。	花壇や芝生広場、長ベンチ等の設置により区民の憩いの場となる快適な空間。	ガラス張りで区民会館に隣接し一体的な活用が可能。ホール①は明るく開放的な2層吹き抜けでレリーフや前川國男氏のギャラリーあり。家具は工事でやむを得ず伐採した樹木を活用し作成。憩いや休憩、待ち合わせの空間にも。
活動想定	活動想定	活動想定	活動想定	活動想定
【団体利用】 音楽イベント、展示、物品販売、研修会（セミナー）、相談会、ワークショップ、講演会、パブリックビューイング、飲食を伴う交流会 【個人利用】 個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩	【団体利用のみ】 交流会、ワークショップ、会議、展示、シェアオフィスとしての利用、飲食、子ども食堂（キッチン付き交流室）	【団体利用】 ○○祭り、バザー、マルシェ、キッチンカー、飲食、模擬店、ダンスイベント、音楽イベント、スポーツイベント、みどりの寄せ植え教室 【個人利用】 飲食、待ち合わせ、休憩	【団体利用】 芝生広場を活用した研修会（セミナー）、ワークショップ、植栽等の体験事業、環境やみどりに関するイベント、健康体操・ヨガ教室、飲食 【個人利用】 飲食、待ち合わせ、休憩	【団体利用】 ホール①：音楽イベント、ダンス・スポーツイベント（ボッチャ等）、イベントと連動した物品販売 ホール②：展示、物産展、物品販売、飲食 【個人利用】 個人での学習、飲食、待ち合わせ、休憩
連続使用日数上限	連続使用日数上限	連続使用日数上限	連続使用日数上限	連続使用日数上限
○イベントや事業、活動: 3日間 ※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可。	○イベントや事業、活動: 3日間 ○展示: 2週間（販売を伴うブース設置可）※類似形態は要相談	3日間 ※テント等を設置する場合、固定するなどの安全対策が必要	3日間 ※テント等を設置する場合、当日中の設営、撤去が必要	ホール①:○イベントや事業、活動: 3日間 ※上記と連動しない展示などの場所を占有し、かつ運営者が不在となる活動は不可。 ホール②:○展示: 2週間（販売を伴うブース設置可）※類似形態は要相談

施設利用にあたって



施設利用の特徴

従来の貸館施設と異なり、ガラス張りの区民交流スペースを中心としたオープンな活動を誰もが見え、触れられること等により多くの区民の参加や、異なる活動の共存やマッチング等により交流や協働を促していくことを前提としています。利用にあたっては、市民活動推進課が施設に常駐する運営事業者とともに、活動が最大限広がるよう、他の活動とのマッチングや、日時や場所を含めた利用調整や、情報発信支援を行います。

実施できる活動及び料金（詳細はP10、11を参照ください。）

広く区民の方を対象とした活動が対象になります。定員を設けるような事業でも利用可能ですが、個人利用の方も利用している傍らで活動を行うこととなりますので、ご承知おきください。（区民交流室はブラインドカーテンにより、秘匿性の高い活動でも可能です。）料金については、NPO団体等については利用を促進するため安価な設定、民間企業等については施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進することを条件に、利用エリアを限定した上で、NPO団体等よりも高い設定としています。

利用方法（団体向け）

詳細は令和8年7月以降に改めてご案内しますが、事前登録の上、利用いただくことになります。対外的な活動や大きな音を出す場合などは事前相談（予約）が必要となり、事前に日程の周知が不要な打ち合わせ等の活動であれば予約不要で当日窓口申請により利用いただけます。

その他

- 使用時間：1時間単位での利用（準備や片付けの時間含む）。※従来の施設と異なり、午前、午後、夜間等の区分はなし
- 休館日：年末年始や月1回の保守点検日のみ。
- 駐車場：本庁舎整備工事期間中につき、主催者のみ事前申請により利用可。参加者は利用不可。
- 駐輪場：東棟・西棟1階にあるが、原則として、公共交通機関の利用が前提。
- 時間帯による活動制限：平日日中及び夜間については、職員の執務や近隣へ影響のある活動は制限する場合あり。
- 火気使用（調理）：屋外は模擬店も可。屋内での火気使用は不可。
- 飲食の販売・提供：可能、実施にあたっては保健所への相談が必要。
- ごみの処分：ごみ箱は設置なし。NPO団体等の活動のごみは、分別や抑制を徹底した上で、区庁舎で廃棄が可能。
- 飲酒：交流会時など、団体の活動に際し、主催者が責任を持って対応することを前提に可能。平日日中は不可。
- Wi-Fi：区民や団体向けには屋外も含めSETAGAYA Free Wi-Fiを設置する予定。職員の無線利用も可能とするが、機密性確保のため、事務用PCの利用は必要最低限とすること。

施設で実施できる活動



凡例

活動エリアの限定無し

活動エリアの限定有り

No.	実質的主体	活動・事業	具体例	参加者からの料金徴収の有無	施設利用の可否	営利・非営利の判断
1	NPO団体等 NPO、NPO法人、任意の団体、町会・自治会、PTA、日赤奉仕団、高齢者クラブ、生涯ネットワーク団体、行政委嘱団体(身近なまちづくり委員会等)、消防団、商店会、商店街振興組合、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人など ※個人による活動も含む	公益性を有する活動・事業 ※以下全てを満たす活動 (1)区民の生活、文化、または教養の向上に寄与する活動・事業(趣味、娯楽、スポーツなどの活動も含む) (2)原則、情報公開できる活動・事業であること (3)政治や宗教活動を目的としない活動・事業であること (4)公序良俗に反しない活動・事業であること (5)暴力団の利益にならない活動・事業であること	打ち合わせ・会議 趣味・サークル活動 講習会・ワークショップ(団体等の成果発表等) マルシェ	問わない	○	非営利
2	民間企業等 株式会社、有限会社、学校法人、医療法人等	企業、営利組織等が行う、区民の生活、文化または教養の向上に寄与する以下の活動・事業 (1)社会貢献活動 (2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動 (3)ソーシャルビジネスに関する事業 (社会問題の解決を目的としたビジネス) (4)コミュニティビジネスに関する事業 (地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決する事業) (5)交流拠点賑わい創出事業	子ども食堂、講座・セミナー、商品の無償提供、試食 [(1)社会貢献活動] [(2)CSR(企業の社会的責任)に係る活動] [(3)ソーシャルビジネスに関する事業] [(4)コミュニティビジネスに関する事業]	無し	○	非営利
		民間企業等の通常の営利事業	興行イベント(マルシェ、物販、ビールフェスタ等) [(5)交流拠点賑わい創出事業] ※(1)～(4)についても参加者から料金徴収する場合は(5)同様に活動エリアを限定する。	有り	○	営利
			打ち合わせ・会議(※利用可の活動に関するものを除く)	問わない	×	-
3	区	(1)区が主催または共催する区民対象の事業 (2)区と団体等が協働して行う事業	〇〇まつり、〇〇フェアなど	問わない	○	-

施設利用協力金（団体向け）



【NPO団体等の非営利利用の料金表】

場所	※1 広さ (m ²)	区内団体		区外団体	
		一日以内利用 (4 h料金額)	一日を超える利用 (4 h料金額)	一日以内利用または1日 を超える利用 (4 h料金額)	一日以内利用または1日 を超える利用 (4 h料金額)
		※2区との 協働あり	区との 協働なし	区との 協働あり	区との 協働なし
区民交流スペース	160			250円	250円
区民交流室1	25			50円	50円
区民交流室2	25			50円	50円
区民交流室3	35			50円	50円
区民交流室4	40			50円	50円
区民交流室5(キッチン付)	60			100円	100円
広場	820			1,300円	1,300円
ピロティ	340			550円	550円
屋上庭園	270			400円	400円
エントランスホール1	230			350円	350円
エントランスホール2	70			100円	100円

※1広さ(m²)…活動可能な有効面積を参考に記載

※2区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業

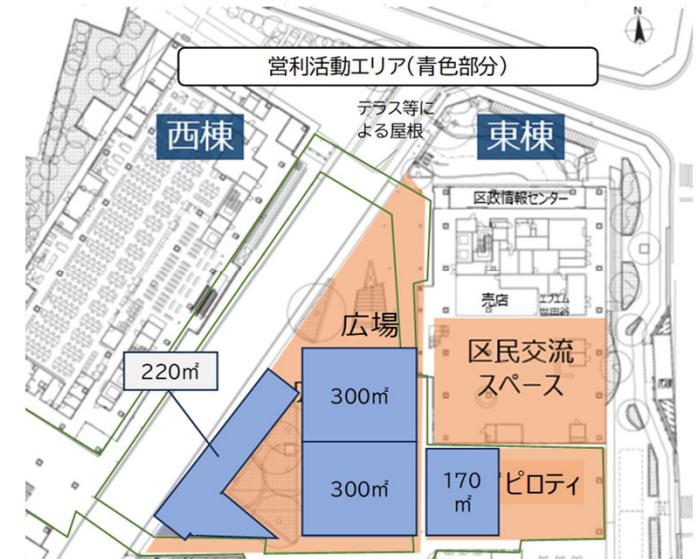
【民間企業等の営利利用の料金表】

広さ (m ²)	想定	m ² 単価 (1h)	区内民間企業等一日以内利用または1日を超える利用		
			土日祝		
			1時間	4時間	8時間
10	キッチンカー1台、テント1張	50	500	2,000	4,000
20		50	1,000	4,000	8,000
30		50	1,500	6,000	12,000
40		50	2,000	8,000	16,000
50		50	2,500	10,000	20,000
100		30	3,000	12,000	24,000
170	ピロティ全体	30	5,100	20,400	40,800
300		20	6,000	24,000	48,000
600	広場(300m ² ×2)	15	9,000	36,000	72,000
820	広場全体	15	12,300	49,200	98,400
990	広場、ピロティ全体	15	14,850	59,400	118,800

※区内民間企業等で区との協働の場合は、上記一覧表金額の半額(5割減)とする。

(区との協働…区の事業や区との共催事業(公用事業等)を除く、区の後援事業や区との連携、協力事業)

※区外民間企業等の利用の場合は、上記金額の1.5倍(5割増)の額とする。ただし、区との協働場合は、上記一覧表金額の通りとする。



令和8年11月オープン!! 本庁舎に新たにできる 区民利用・交流拠点施設



主な日時（令和8年）	内容	詳細（予定）
11月3日（火・祝）	キックオフイベント	オープニングセレモニー、施設内覧会
11月7日、8日、14日、15日、21日、22日（土日）	区と団体の協働イベント (団体運営参加型イベント)	分野を問わず、区公用事業や団体等の様々な活動の共存やマッチングを前提とした協働イベント
11月23日（月・祝）	フィナーレイベント	市民活動に関するシンポジウム、オープニングイベント参加団体による活動PR・交流会

イベント期間は11/3～11/23です！！上記日程をメインに、大枠のみ決定している状況です（お知恵をください）。こんなイベントにしてみたいや、こんな事業、活動ならできるなど、企画段階からご参加いただける方を募集します！！※平日も実施（参加）可能です。

QRコード

企画段階からのご参加にご興味がある場合には、お電話または右記QRコードよりお考えをお寄せください。※ご参加をお約束するものではありません。



区から報酬はお支払いできませんが、事業、活動時に参加者から料金をいただく催しは可能です。また、イベント内では、愛称募集や利用憲章の作成、特定のテーマ（活動時のごみ対応や現役世代の参加の工夫など）についてワークショップなどを通して参加される皆さんと一緒に考える企画も検討しています。

参加方法

会場

世田谷区役所本庁舎（世田谷4-21-27）
東急世田谷線「松陰神社前駅」または「世田谷駅」徒歩5分
※本庁舎整備工事につき、主催者のみ駐車場利用可（台数制限あり）



区民利用・交流拠点施設 オープニングイベント カレンダー（案）

令和8年11月						
月	火	水	木	金	土	日
11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日
	文化の日 キックオフイベント 国土館大学 学園祭				団体運営参加型イベント	団体運営参加型イベント
11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日
					区公用事業 (せたがや 国際メッセ & ホストタウンコンサート)	団体運営参加型イベント
11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日
					団体運営参加型イベント	団体運営参加型イベント
11月23日 勤労感謝の日					※団体運営参加型イベント日だけでなく、キックオフイベント、フィナーレイベント、区公用事業日や、平日も実施（参加）可能です。区公用事業は並行して庁内調整していますので、追加となる場合があります。	